

豊中市告示第66号

騒音規制法に基づく規制地域

地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成12年政令第517号）により、平成13年4月1日に豊中市が特例市に指定されることから、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第4条の規定により、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき次の地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、同日から実施します。

平成13年3月30日

豊中市長 一色貞輝

市の区域のうち次に掲げる地域以外の地域

大阪国際空港の敷地